

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	目黒区
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html">https://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/my-number/system/mynumber_dokuziriyou.html</a>

執行機関名 目黒区長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給の対象となるサービス又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に係る負担額の軽減に関する事務で規則に定めるもの(居宅サービス等負担額軽減事業)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		目黒区個人番号の利用に関する条例別表 第7の項 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給の対象となるサービス又は同法による地域支援事業に係る利用料の軽減に係る負担額の軽減に関する事務で規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、目黒区(以下「区」という。)が、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づくサービスを利用する法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者並びに法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)を利用する者(以下「要介護被保険者等」という。)に対し、当該費用の負担額の一部を助成する介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業(以下「事業」という。)について必要な事項を定め、もって要介護被保険者等の法第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業の利用の促進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号	目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱第6条
②事務の内容	介護保険法施行規則第八十三条の六(同令第九十七条の四において準用する場合を含む。)の市町村の認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	助成対象者の <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 イ	目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱第4条第2項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る生活保護実施関係情報	当該申請を行う者に係る生活保護受給関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 ロ	目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	以下に掲げるものの市町村民税に関する情報 ① 要介護被保険者等の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員 ② 要介護被保険者等の扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者をいう。)であって、要介護被保険者等の属する世帯と世帯を異にしているが、要介護被保険者等と同一の住所に居住しているもの ③ 地方税法の規定による市町村民税の算定において要介護被保険者等を同法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族としている者であって、要介護被保険者等の属する世帯と世帯を異にするもの
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 47 条 1 項 22 号 ハ	目黒区介護保険居宅サービス等利用者負担額軽減事業に関する事務要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者、申請者の世帯員、扶養義務者に係る住民票関係情報

備考	
----	--